

○本願清水イトヨの里設置条例

平成17年11月4日

条例第108号

改正 平成21年12月17日条例第48号

本願清水イトヨの里設置条例（平成13年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 天然記念物本願清水イトヨ生息地を大野市の貴重な財産として保護及び活用することにより、大野の水文化を発展継承するため、本願清水イトヨの里（以下「イトヨの里」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 イトヨの里の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 本願清水イトヨの里
- (2) 位置 大野市糸魚町8番44号

（事業）

第3条 イトヨの里は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本願清水イトヨ生息地の保護及び調査研究
- (2) イトヨに関する資料の収集、整理、保管及び展示
- (3) 郷土の自然環境及び水文化に関する資料の収集、整理、保管及び展示
- (4) 講座及び学習会の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の文化の向上又は福祉の増進に必要な事業

（職員）

第4条 イトヨの里に館長その他必要な職員を置く。

（入館の許可）

第5条 イトヨの里の学習施設（以下「学習施設」という。）に入館しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、学習施設の管理上必要な条件を付することができる。

（入館の不許可）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学習施設への入館を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 学習施設及び資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、イトヨの里の管理上支障があると認められるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(入館の権利の譲渡等の禁止)

第7条 入館の許可を受けたもの（以下「入館者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入館に係る許可の条件を変更し、若しくは入館を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により入館の許可を受けたとき。

(3) 入館の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、イトヨの里の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって入館者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(入館料)

第9条 学習施設の入館料の額は、別表のとおりとする。

2 学習施設を利用しようとするものは、学習施設の入館の許可を受けたとき、前項の入館料を前納しなければならない。

(入館料の免除)

第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

(入館料の不還付)

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) イトヨの里の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の許可を取り消したとき。

(2) 入館者の責めに帰することができない理由により、学習施設に入館することができないとき。

(損害賠償の義務)

第12条 入館者は、イトヨの里及び資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(運営協議会)

第13条 イトヨの里の適正な運営を図るため、本願清水イトヨの里運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、イトヨの里の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第15条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める入館料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処することができる。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成21年条例第48号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~別表(第9条関係)~~

区分	大人	小人	備考
普通	200円	50円	小人は、小中学校児童生徒とする。
年間	1,000円	500円	団体は、30人以上とする。
団体	150円	30円	

別表(第9条関係)

(単位:円)

区分	大人	小人
個人	300	無料
団体	150	
身体障害者手帳等所持者	150	
年間	1,000	

備考

- 1 小人は、中学生以下とする。
- 2 団体は、30人以上とする。
- 3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。
- 6 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。